



テレビ朝日ホールディングスの株主の皆様へ

第84回定時株主総会に提出した議案のご説明とご賛同のお願い

テレビ輝け！市民ネットワーク

2024年6月

テレビ朝日ホールディングスの株主の皆様

テレビ輝け！市民ネットワーク

第84回定時株主総会に提出した議案のご説明とご賛同のお願い

私たちは「**テレビ輝け！市民ネットワーク**」(<https://tv-shine-more.awe.jp/>)からお便りを差し上げております。

このネットワークに集うテレビ朝日ホールディングスの株主49人は、昨年9月までに合計4万400株を取得し、本年6月の株主総会に株主提案を行っております。

会社法によれば、株主総会開催日の6ヶ月前に3万株を超す株主は株主提案ができます。

株主は会社法125条で、会社の株主名簿を謄写できる権利があり、その名簿に基づきこのお手紙をお送りさせていただいております。

テレビは人々の信頼が高く、影響力が大きいメディアです。テレビ朝日には正確で偏りのない放送をしてほしいとの願いを持ち、それが実現するときは、会社の報道機関としての持続的な成長を期待できます。長い目で見るとそのことは株式価値の向上に貢献します。「ニュースステーション」や「報道ステーション」が人気番組であった頃のことを思うとそのことははっきりします。そのように考え、このたび株主提案をいたしました。

提案内容は次のとおりです（第1～3号議案は会社提案のもので、当会提出議案は、第4号～第7号です）。

第4号議案 政治的な圧力により公正報道が難しい場合に第三者委員会設置・調査・公表する旨定款に定めること

2023年春、国会で総理大臣官邸の補佐官がテレビの報道の自由に介入した事例が明らかになりました。2014年、時の総理大臣の補佐官が放送行政を司る総務省の関係者に政治的公平に関する放送法の解釈をめぐる執拗な「圧力」をかけたことが上記国会質問で明らかになり、その経緯が総務省のホームページにいまでも掲載されています。

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000866745.pdf)

この介入とほぼ時を同じくして、テレビ朝日の看板番組であった「報道ステーション」の番組にも与党や政権幹部から直接の「介入」があるなど、憲法が定める報道の自由に対する重大な侵害行為が行われた旨の事実が出版物で伝えられています。政権幹部からの民放の個別番組への介入や、テレビ番組が政権に忖度、迎合するなどあってはならない事です。そのことにより、主権者である国民に、大切に正確な情報が報道されなくなる危険があります。それは報道機関の役割放棄になります。これは防止したい。

このようなことが起こったときは独立の第三者委員会を設置して調査し、番組への影響を検証することを求める提案です。

第5号議案 社内の放送番組審議会では是正困難な報道につき第三者委員会調査を定款に定めること

昨年10月、今年の3月にテレビ朝日の番組が、番組審議会の委員長であり見城徹氏が代表取締役を務める幻冬舎の出版物を番組内で取り上げています。

民間放送連盟の放送基準では「番組で取り上げる情報が広告であると誤解や疑念が持たれることは民放の信頼やメディア価値の根幹に関わる」との視点から様々な留意すべき事項」定めています。

BPO(放送番組検証機構)から、番組内容が広告ではないかとの疑念が提起された複数のテレビ会社に対して警告も出ています。本来であれば、番組の検証は放送法が定める「番組審議会」の役割です。その委員長が経営する幻冬舎の刊行物が番組で取り上げられており、その内容に広告ではないかとの疑念が生じている経過から見て、番組審議会に適正な検証を期待することに無理があるのではないか。そのように考えて、今般の株主提案に上記2つの番組について独立の第3者委員会の設置を求めている次第です。問題と考えた番組の内容は添付の資料をご参照下さい。

第6号議案 放送番組審議会の委員の任期の是正（長期に及ぶ就任者があることに鑑み）

放送番組審議会の委員の任期(更新する場合も含む)を最長10年とする(最長10年に達している委員は直ちに退任すること)及び当該審議会の委員には「テレビ朝日」の番組制作に関与する者を選任しないこと(現に委員に就任している場合は直ちに退任すること)という提案を行いました。現状では委員長を務める見城徹氏が、放送番組審議会委員を約20年つとめ、委員長在籍も10年経過しているという状況です。

特定の委員が放送番組審議会に長期間在任し、当該委員が審議会の委員長や副委員長を兼務している場合には、当該委員の発言が審議会の議論を支配する危険性があり、放送法が期待する番組審議会の意義、役割をはたすことが困難であると考えます。

第7号議案 社外取締役の推薦 前川喜平氏を推薦する

前川氏は、文科省の事務次官として政府関係者や政治家との折衝等の経験が豊富な上、退官後の市民活動、その発言内容からも民主主義の本質や報道の自由の有り方についての造詣が深い方です。

政治家のテレビへの介入、テレビ放送と広告などの諸問題なども、テレビジャーナリズムの根幹に関わる問題です。このような憂慮すべき現状を打破するためにも、前川喜平氏を社外取締役に選任することが、テレビ朝日ホールディングスにおいても有益となります。同時に、報道の自由のため現場で尽力する事業者や職員の方々への激励にも繋がります。

ご賛同いただく方法

株主の皆様におかれましては、我々の考え方をご理解いただき、ご検討のうえ、第4号議案～7号議案の株主提案に賛成の議決権行使書を会社に送って下されば幸いです。

また、総会当日にご参加下さり、株主提案に賛成の投票をお願いする方法もお考え下さい。

株主総会開催日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

議決権行使期限 2024年6月26日(水曜日)午後6時まで

テレビ輝け！市民ネットワーク共同代表メッセージ

共同代表 田中優子(法政大学名誉教授、元同大学総長)



日本は世界の動向に深く関わっています。世界も日本も、とりわけ戦争につながる政策を知るために、今ほど正確で迅速な報道が必要な時はありません。報道の現場を動かすのは市民の声です。テレビ報道に私たちの力を！

共同代表 前川喜平(元文科省事務次官)



この10年余りの間、テレビ朝日の報道姿勢がおかしくなってきたと思いませんか？メディアが報道の自由を放棄し、権力者を監視し批判する姿勢を失えば、民主主義はあっという間に機能不全に陥ります。テレビ朝日には、その名のとおりの朝日のような輝きを取り戻してほしいのです。

(お問い合わせ先)

事務局 さかぐち とく お
阪口 徳 雄 (弁護士) sakagu515@gmail.com

TEL：06-6226-8991

あずさわかずゆき
梓澤 和 幸 (弁護士) FAX：03-3255-8876

杉 浦 ひとみ(弁護士) sugiurahi@gmail.com

「テレビ輝け！ネットワーク」の活動の詳細は、こちらからご覧いただけます。

<https://tv-shine-more.awe.jp/>



QRコードは株式会社デンソー

ウェブの登録商標です